平成２５年（フ）第７６５号
兵庫県神戸市垂水区多聞台２丁目６番31号
破産者　篠原　啓吾
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１６号
神戸市中央区若菜通６丁目２番10号　バグースビル202号
破産者　Ｎｕｍｂｅｒ884こと　林　　勝哉
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２号
神戸市垂水区清玄町33―１スカイヴィレッジＰ202、住民票上の住所兵庫県西宮市甲風園３丁目２番23号
破産者　町田　賢介
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４号
兵庫県明石市大久保町江井島657番地の１ル・シアン204号、前住所兵庫県神崎郡福崎町西田原1541番地１　サンプレジオ202号
破産者　池垣　寿哉
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
兵庫県明石市大久保町西島1144番地の１
破産者　丸田　　勉
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
神戸市西区高雄台10番１―308号、前住所兵庫県三木市志染町広野４丁目246番地
破産者　振角　　清
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
兵庫県姫路市下手野４丁目12番７―304号リバード高岡、従前の営業所所在地兵庫県姫路市魚町63　第２茶々ビル４階
破産者　メンバーズ　バイロンこと　北爪　照美
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０２６号
広島市中区舟入中町３番23―303号
破産者　ＩＳサポートこと美鈴のたまり場こと三島　尚大
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７３号
広島市安佐南区毘沙門台東１丁目３番24号
破産者　宮本　蕉次
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４７号
広島市東区戸坂千足１丁目８番18号
破産者　万徳　真弓
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６７号
広島県東広島市高屋町小谷2495番地
破産者　平松　直子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰2807番地１　サンライフ有田201
破産者　古賀　和代（旧姓黒木）
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４４７号
熊本市東区桜木４丁目１番42号　ファインハイツⅥ203、前住所熊本市中央区出水３丁目９番37号　103
破産者　山下　英樹
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
岩手県宮古市田老字向新田148番地　グリーンピア三陸みやこ仮設住宅３―23棟３号、旧住所岩手県宮古市田老字野原51番地１
破産者　下西　正子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３６号
宮城県柴田郡大河原町字袖谷地134番地11
破産者　長谷川　浩
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４４号
宮城県柴田郡柴田町大字葉坂字竹ノ内98番地
破産者　平間　源也
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４６号
宮城県石巻市北村字前山４番地10　仮設前山団地19―６号、前住所宮城県石巻市水明北１丁目１番30号
破産者　片桐　由美
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
茨城県小美玉市下吉影567番地
破産者　秋元　克郎
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６７号
茨城県鉾田市野友643番地３
破産者　高塚　是成
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所